

妊娠中の歯科健康診査費を助成します

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

和水町では、2019年度から和水町に住民登録している妊婦さんに、妊婦歯科健康診査費（1回）を助成します。（一旦、医療機関へ全額支払い、後日和水町へ申請することにより助成を受ける、償還払いになります）。妊娠中は、ホルモンバランスの変化やつわりの影響により、口腔環境も悪くなりやすくなります。重度の歯周病は、早産・低出生体重児出産のリスクが高まるといわれています。おなかの赤ちゃんのためにも、歯科健診を受けましょう。

- 対象者** 和水町に住民登録している妊娠中の人
- 受診場所** 歯科医療機関の指定はありません。
（希望する医療機関に直接、予約をお願いします。）
- 助成額** 妊婦歯科健康診査費（保険外） 上限3,000円

詳細については、上記係までお問い合わせください。



風しん抗体検査が無料で受けられます

申し込み・問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

近年、大人で風しんにかかる人の割合が増えています。妊娠期間の前半（20週頃まで）に妊婦が風しんに感染すると、赤ちゃんが目や耳、心臓などに障害をもって生まれる可能性があります（先天性風しん症候群）。

特に、妊娠・出産を考えている女性は、風しんの流行を防ぎ、妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、事前に風しんの予防が大切です。

和水町では、風しん抗体検査を無料で実施します。

対象者

和水町内にお住まいの人で、以下の①または②に該当する人。
①妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者。
②風しんの抗体価が低い（HI法で16倍以下またはEIA法で8.0倍未満）妊婦の配偶者などの同居者
※ただし、①または②に該当する人でも、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がある（HI法で16倍より大きいなど）ことが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められた人は対象外になります。

実施期間

2019年4月1日（月）～2020年3月31日（火）

検査の流れ

①抗体検査申込書を本庁健康福祉課窓口提出します。
②和水町から風しん抗体検査受診券が発行されます。
③検査医療機関を選び、電話連絡して検査予約をします。
④受診券を持って、検査医療機関で検査を受けます（採血を行います）。
⑤後日（約1週間後）、検査医療機関から結果通知書が送られてきます。

検査料

無料で受けられます。

- 風しんの抗体価が低い場合は、風しんに感染する可能性がありますので、予防接種をご検討ください。
- 和水町では、風しんの予防接種費用の助成(上限10,000円)を行っています。風しん抗体がHI法で16倍以下または、EIA法で8.0倍未満の人が対象です。対象となる人は上記までお問い合わせください。ただし、風しん予防接種の費用助成期間は2020年3月31日までです。



児童手当現況届の受付を行います

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111（内線765）

下記の日程で児童手当現況届の受付を行います。提出がないと、6月以降の手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

- 受付日・受付場所**
菊水地区 6月10日（月）・11日（火） 本庁1階会議室
三加和地区 6月12日（水）・13日（木） 三加和総合支所住民課窓口
- 受付時間**
午前8時30分～午後7時
- 持参品**
 - ・印鑑
 - ・保護者（受給者と配偶者）と18歳未満の児童全員の健康保険被保険者証
 - ※以下のものについては、該当する受給者のみお持ちください。
 - ・児童が町外に住んでいる場合は、児童のマイナンバーがわかるもの
 - ・配偶者が町外に住んでいる場合は、配偶者のマイナンバーがわかるもの
- 対象者**
中学3年生までの児童を養育している人（公務員を除く）
※日程の都合がつかない人は、ご相談ください。
※対象者には、別途文書で通知します。

児童手当とは？

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とした手当です。

- 支給対象者**
中学校3年生までの児童を養育している人（公務員を除く）
※公務員は、勤務先から支給されます。

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 （第3子以降は、15,000円）
中学生	10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

- 支給時期**
原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。
- 現況届**

6月以降の児童手当を受けるには、現況届が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。